

令和4年度「交通安全総点検」
協議結果


実施日：令和4年7月14日（木）
場 所：三豊市立詫間小学校


交通安全総点検 要望内容


三豊市立詫間小学校 No. 1

番号	場 所	課題・問題点など	要望内容・対策
1	<p>田井 詫間小南東道路南側</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・南側に行くほど幅員が狭く、自動車と児童の間が狭くて危険。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車に徐行を促す表示 ↓ ・路面標示の設置（市建設港湾課） ・付近電柱に注意喚起の表示幕設置（市総務課） ・北側丁字路の横断歩道の塗り直し（三豊警察交通課） ・北側丁字路付近に防護柵等設置を検討（市建設港湾課）
2	<p>宮ノ下 大麻精肉店横交差点</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に下校時、停止線での一旦停止を守らずに走り抜ける自動車が多い。 ・制限速度を守らない自動車がいるため、よけながら歩いても怖い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童への注意喚起 ・通学路の表示や標識 ↓ ・交通取り締まりの実施・強化（三豊警察交通課） ・外側線の塗り直し（市建設港湾課） ・付近電柱に注意喚起の表示幕設置（市総務課） ・通学児童への交通安全指導・注意喚起（詫間小学校）
3	<p>宮ノ下 トマトショップ北側交差点</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・県道側から走行してくる自動車からの見通しが悪く、危険。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童への注意喚起 ・通学路の表示設置 ↓ ・カーブミラーの角度修正（市建設港湾課） ・付近電柱に注意喚起の表示幕設置（市総務課） ・通学児童への交通安全指導・注意喚起（詫間小学校）

<p>4</p>	<p>田井 田井集会場交差点南側の T 字路</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・狭い道路から田井集会場前の道路に出る際、見通しが悪く、道路も狭いため危険。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童への注意喚起 ・通学路の表示設置 ↓ ・路面標示の設置（市建設港湾課） ・カーブミラーの取り換えを検討（市建設港湾課） ・付近電柱に注意喚起の表示幕設置（市総務課） ・通学児童への交通安全指導・注意喚起（詫間小学校）
<p>5</p>	<p>蟻ノ首西 百十四銀行詫間支店横交差点</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が横断歩道や、その垂直方向の路上を歩いている際、写真中央の街路樹の陰側から右折で進入する自動車から児童の姿が見えにくいため危険。 	<ul style="list-style-type: none"> ・横断の際の左右確認の徹底指導 ・横断歩道の陰になる街路樹の撤去 ↓ ・交通取り締まりの実施・強化（三豊警察交通課） ・植樹帯の高木の移植を検討（西讃土木事務所） ・交差点の右折誘導線の設置（西讃土木事務所） ・交通安全及び防犯対策として防犯灯の設置を検討（市総務課） ・通学児童への交通安全指導・注意喚起（詫間小学校）
<p>6</p>	<p>浜田 おおした歯科東側交差点 北側</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・川沿いの歩道に、川に入る入り口があり、入るものを止めるものがないため、児童が下校時に入るおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童への注意喚起や指導 ・扉・施錠ができるものの設置 ・注意喚起を促す看板の設置 ↓ ・河川への入り口に防護柵の設置を検討（市土地改良課） ・防護柵設置により、看板の設置は見送り。 ・通学児童への交通安全指導・注意喚起（詫間小学校）

<p>7</p>	<p>県道詫間仁尾線 詫間交番の東側</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・しつかわ歯科の前を県道に出る際、中学生が通学する自転車と接触しそうになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童への注意喚起 ・注意喚起を促す看板・標識の設置 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学児童への交通安全指導・注意喚起（詫間小学校） ・通学路の変更を検討（詫間小学校） ・適切な設置場所がないため、看板・標識の設置は見送り。
----------	--	--	--

※  は、危険な場面を生じる可能性のある自動車の進行方向。

※  は、児童が危険を感じると思われる個所。

位置図

